



熊本県公報

号外 第72号
令和5年(2023年)
3月31日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 令和5年度(2023年度)予算の要領……………(財政課) 1
- 小国町道鍋ヶ滝線(仮称)道路改良工事の県代行……………(道路保全課) 71
- 道路の供用開始……………(〃) 71

告 示

熊本県告示第344号の2

令和5年度(2023年度)熊本県の一般会計の予算及び特別会計の予算が令和5年2月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

令和5年度熊本県一般会計予算

令和5年度熊本県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ913,589,944千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 県 税		167,099,482
	1 県 民 税	46,416,037
	2 事 業 税	42,631,187
	3 地 方 消 費 税	32,134,888
	4 不 動 産 取 得 税	4,926,544
	5 県 た ば こ 税	2,167,585
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	609,696
	7 軽 油 引 取 税	14,750,127
	8 自 動 車 税	23,299,716
	9 鉦 区 税	9,548
	10 狩 猟 税	17,838
	11 産 業 廃 棄 物 税	136,316
2 地方消費税清算金		89,912,150
	1 地方消費税清算金	89,912,150

款	項	金 額
		千円
3 地方譲与税		28,605,642
	1 特別法人事業譲与税	25,980,412
	2 地方揮発油譲与税	2,192,765
	3 石油ガス譲与税	66,504
	4 自動車重量譲与税	191,252
	5 地方道路譲与税	1
	6 森林環境譲与税	162,082
	7 航空機燃料譲与税	12,626
4 地方特例交付金		923,857
	1 地方特例交付金	923,857
5 地方交付税		223,515,409
	1 地方交付税	223,515,409
6 交通安全対策特別交付金		286,321
	1 交通安全対策特別交付金	286,321
7 分担金及び負担金		3,862,296

款	項	金 額
		千円
	1 分 担 金	633,442
	2 負 担 金	3,228,854
8 使用料及び手数料		8,796,871
	1 使 用 料	6,372,643
	2 手 数 料	2,424,228
9 国庫支出金		179,141,646
	1 国庫負担金	42,940,202
	2 国庫補助金	134,456,860
	3 国庫委託金	1,744,584
10 財産収入		1,694,698
	1 財産運用収入	1,057,779
	2 財産売払収入	636,919
11 寄 附 金		348,566
	1 寄 附 金	348,566
12 繰 入 金		59,946,363

款	項	金 額
		千円
	1 特別会計繰入金	225,983
	2 基金繰入金	59,720,380
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		69,317,642
	1 延滞金、加算金及び過料等	122,592
	2 県預金利子	2,423
	3 貸付金元利収入	54,910,481
	4 受託事業収入	2,479,300
	5 収益事業収入	3,062,156
	6 利子割精算金収入	69
	7 雑収入	8,740,621
15 県債		80,139,000
	1 県債	80,139,000
歳入合計		913,589,944

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 議 会 費		1,636,807
	1 議 会 費	1,636,807
2 総 務 費		47,271,819
	1 総 務 管 理 費	19,266,311
	2 企 画 費	12,101,534
	3 徴 税 費	7,083,447
	4 市 町 村 振 興 費	4,356,889
	5 選 挙 費	1,771,296
	6 防 災 費	1,935,641
	7 統 計 調 査 費	426,035
	8 人 事 委 員 会 費	165,085
	9 監 査 委 員 費	165,581
3 民 生 費		107,730,323
	1 社 会 福 祉 費	59,630,988

款	項	金 額
		千円
	2 児 童 福 祉 費	42,391,169
	3 生 活 保 護 費	4,909,094
	4 災 害 救 助 費	799,072
4 衛 生 費		122,231,444
	1 公 衆 衛 生 費	107,293,572
	2 環 境 衛 生 費	12,131,357
	3 保 健 所 費	1,599,447
	4 医 薬 費	1,207,068
5 勞 働 費		3,929,222
	1 勞 政 費	227,494
	2 職 業 訓 練 費	3,280,329
	3 失 業 対 策 費	309,646
	4 勞 働 委 員 会 費	111,753
6 農 林 水 産 業 費		64,050,335
	1 農 業 費	18,014,639

款	項	金 額
		千円
	2 畜 産 業 費	1,900,165
	3 農 地 費	22,117,966
	4 林 業 費	16,312,040
	5 水 産 業 費	5,705,525
7 商 工 費		68,967,135
	1 商 業 費	59,302,875
	2 工 鉱 業 費	7,649,254
	3 観 光 費	2,015,006
8 土 木 費		92,489,243
	1 土 木 管 理 費	2,850,505
	2 道 路 橋 り ょ う 費	42,271,900
	3 河 川 海 岸 費	32,469,567
	4 港 湾 費	4,891,692
	5 都 市 計 画 費	8,009,600
	6 住 宅 費	1,995,979

款	項	金 額
		千円
9 警 察 費		39,936,649
	1 警 察 管 理 費	35,556,860
	2 警 察 活 動 費	4,379,789
10 教 育 費		140,762,286
	1 教 育 総 務 費	28,953,982
	2 小 学 校 費	36,455,840
	3 中 学 校 費	21,786,932
	4 高 等 学 校 費	33,338,197
	5 特 別 支 援 学 校 費	14,267,674
	6 大 学 費	1,347,604
	7 社 会 教 育 費	2,755,530
	8 保 健 体 育 費	1,856,527
11 災 害 復 旧 費		17,838,460
	1 総 務 災 害 復 旧 費	611,824
	2 民 生 災 害 復 旧 費	70,620

款	項	金 額
		千円
	3 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	7,142,325
	4 商 工 災 害 復 旧 費	152,761
	5 土 木 災 害 復 旧 費	9,551,485
	6 警 察 災 害 復 旧 費	3,004
	7 教 育 災 害 復 旧 費	306,441
12 公 債 費		102,161,969
	1 公 債 費	102,161,969
13 諸 支 出 金		104,384,252
	1 繰 出 金	18,196,945
	2 ゴルフ場利用税金 交 付 金	427,643
	3 利 子 割 交 付 金	48,417
	4 利 子 割 精 算 金	143
	5 地 方 消 費 税 金 清 算	31,613,233
	6 地 方 消 費 税 金 交 付	45,176,462
	7 配 当 割 交 付 金	814,175

款	項	金 額
		千円
	8 株式等譲渡所得割 交 付 金	648,845
	9 軽油引取税金 交 付 金	3,572,333
	10 所得割交付金	152,258
	11 環境性能割金 交 付 金	590,294
	12 法人事業税金 交 付 金	3,143,504
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出 合 計		913,589,944

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 県議会棟改修事業 熊 本 市	令和6年度	千円 481,797
2 県庁舎空調設備改修事業 熊 本 市	令和6年度	477,952
3 宇城総合庁舎空調設備等改修事業 宇 城 市	令和6年度	189,248
4 県有施設長寿命化保全計画策定業務	令和6年度	64,449
5 防災情報通信基盤整備事業 熊 本 市 ほか21市町村	令和6年度	489,883
6 消防学校施設整備事業 益 城 町	令和6年度	209,318
7 母子家庭等の児童の身元保証 母子家庭等の児童の身元保証に関する条例 (昭和34年熊本県条例第38号)に基づく令和5年 度における身元保証契約に伴う損害賠償	令和5年度 ～令和8年度	4,500
8 こども総合療育センター整備事業 宇 城 市	令和6年度	144,173
9 生活保護世帯進学応援資金貸付 生活保護世帯から大学等へ進学する者に対する 生活費等資金の貸付け	令和6年度 ～令和8年度	6,303
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度	2,101 2,101 2,101
10 医師修学資金貸付 医師修学資金貸与条例(平成20年熊本県条例 第45号)に基づく貸与契約に伴う修学資金の貸 付け	令和6年度 ～令和10年度	57,435
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	11,487 11,487 11,487 11,487 11,487
11 保健環境科学研究所電気設備改修事業 宇 土 市	令和6年度	104,981

事 項	期 間	限 度 額
12 職業能力開発拠点整備事業 熊 本 市	令和6年度 ～令和7年度	千円 1,284,970
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度	1,250,595 34,375
13 障がい者訓練委託業務	令和6年度	2,605
14 離職者訓練等委託業務	令和6年度	198,429
15 農地売買等支援事業等損失補償 菊池地域農業協同組合（以下「JA菊池」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に2億円を限度額として農地売買等支援事業等資金を融資したことについて損失を受けた場合、県がJA菊池に行う損失補償	令和5年度 ～令和15年度	120,000
16 農地売買等支援事業損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に12億150万円を限度額として農地売買等支援事業資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	令和5年度 ～令和15年度	720,900
17 農地中間管理機構条件整備損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に1億2,548万円を限度額として農地中間管理事業に係る条件整備資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	令和5年度 ～令和15年度	76,000
18 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を農業者等に対し、令和5年度において総額55億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	令和6年度 ～令和26年度	603,992
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度 令和18年度 令和19年度 令和20年度 令和21年度 令和22年度 令和23年度 令和24年度 令和25年度 令和26年度	64,635 66,500 66,500 62,712 57,597 52,096 46,750 41,404 36,157 30,713 25,366 20,022 14,716 9,330 3,986 2,094 1,561 1,086 615 145 7

区 分		期 間	利子補給率
個 人	農 協	15年 以内	年1.30%以内
	銀 行		
共 同	農 協	20年 以内	年1.30%以内
	銀 行		

事 項	期 間	限 度 額
19 農業経営負担軽減支援資金利子補給 農業協同組合等が、既往債務の負担軽減を図るために必要な資金を、地域農業の担い手となる意欲ある農業者等に対し、令和5年度において総額5億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	令和6年度 ～令和21年度	千円 48,699
	年次別内訳	
	令和6年度	6,378
	令和7年度	6,500
	令和8年度	6,500
	令和9年度	5,945
	令和10年度	5,233
	令和11年度	4,484
	令和12年度	3,749
	令和13年度	3,014
	令和14年度	2,285
	令和15年度	1,543
	令和16年度	1,159
	令和17年度	882
	令和18年度	613
令和19年度	341	
令和20年度	70	
令和21年度	3	
20 指定野菜価格安定対策資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会（以下「協会」という。）が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足を生じた場合、県が協会に対しその不足額を補助する支払保証	令和5年度 ～令和6年度	735,674
21 契約指定野菜安定供給資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会（以下「協会」という。）が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う契約指定野菜安定供給資金に不足を生じた場合、県が協会に対しその不足額を補助する支払保証	令和5年度 ～令和6年度	3,954
22 第一海路口地区農業生産基盤整備事業 熊 本 市	令和6年度	425,000
23 第二宇土八水地区農業生産基盤整備事業 熊本市・宇土市	令和6年度 ～令和7年度	470,000
	年次別内訳	
	令和6年度	350,000
	令和7年度	120,000
24 津口・芝口1期地区農業生産基盤整備事業 八 代 市	令和6年度 ～令和7年度	1,112,000
	年次別内訳	
	令和6年度	634,000
	令和7年度	478,000

期 間	利子補給率
15年以内	年1.30%以内

事 項	期 間	限 度 額
25 大開地区農業生産基盤整備事業 玉 名 市	令和6年度	千円 210,000
26 共和地区農業生産基盤整備事業 玉 名 市	令和6年度 ～令和7年度	492,000
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度	340,000 152,000
27 小島地区農業生産基盤整備事業 天 草 市	令和6年度 ～令和7年度	684,000
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度	300,000 384,000
28 上杉地区農村地域防災減災事業 熊 本 市	令和6年度 ～令和8年度	2,960,000
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度	764,000 1,080,000 1,116,000
	令和6年度 ～令和8年度	2,940,000
29 松原地区農村地域防災減災事業 宇 土 市	令和6年度 ～令和8年度	2,940,000
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度	585,000 1,350,000 1,005,000
	令和6年度 ～令和9年度	3,225,000
30 砂川地区農村地域防災減災事業 宇 城 市	令和6年度 ～令和9年度	3,225,000
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	975,000 975,000 870,000 435,000
	令和6年度	100,000
	令和6年度 ～令和7年度	1,577,000
32 竜北地区農村地域防災減災事業 氷 川 町	令和6年度 ～令和7年度	1,577,000
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度	703,000 874,000

事 項	期 間	限 度 額													
33 漁業近代化資金利子補給 漁業協同組合等が漁業近代化資金を漁業者等 に対し、令和5年度において総額8億5,500万円 の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対 する利子補給	令和6年度 ～令和25年度	千円 82,257													
	年次別内訳 令和6年度 7,305 令和7年度 7,305 令和8年度 7,305 令和9年度 7,082 令和10年度 6,635 令和11年度 6,189 令和12年度 5,741 令和13年度 5,294 令和14年度 4,847 令和15年度 4,400 令和16年度 3,954 令和17年度 3,506 令和18年度 3,059 令和19年度 2,613 令和20年度 2,166 令和21年度 1,748 令和22年度 1,360 令和23年度 971 令和24年度 583 令和25年度 194														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利 子 補 給 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人 施設等 資金</td> <td>130トン未満の漁船 その他の施設</td> <td>20年 以内</td> <td rowspan="2">年1.30% 以内</td> </tr> <tr> <td>育成期間が通常1年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金</td> <td>5年 以内</td> </tr> <tr> <td>共同 利用 施設等 資金</td> <td>農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金</td> <td>20年 以内</td> <td>年0.60% 以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期 間	利 子 補 給 率	個人 施設等 資金	130トン未満の漁船 その他の施設	20年 以内	年1.30% 以内	育成期間が通常1年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金	5年 以内	共同 利用 施設等 資金	農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金	20年 以内	年0.60% 以内		
区 分	期 間	利 子 補 給 率													
個人 施設等 資金	130トン未満の漁船 その他の施設	20年 以内	年1.30% 以内												
	育成期間が通常1年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金	5年 以内													
共同 利用 施設等 資金	農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金	20年 以内	年0.60% 以内												
34 漁業経営維持安定対策利子補給 漁業協同組合等が漁業経営維持安定資金を漁 業者に対し、令和5年度において総額8,000万円 の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対 する利子補給	令和6年度 ～令和15年度	6,767													
	年次別内訳 令和6年度 1,041 令和7年度 1,043 令和8年度 1,041 令和9年度 966 令和10年度 819 令和11年度 668 令和12年度 520 令和13年度 371 令和14年度 224 令和15年度 74														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.30%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子補給率	10年以内	年1.30%以内											
期 間	利子補給率														
10年以内	年1.30%以内														
35 中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額189 億円の範囲内で融資した資金について熊本県信 用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失 補償	令和5年度 ～令和18年度	210,080													

事 項	期 間	限 度 額				
36 中小企業協同組合等設備投資促進利子助成 高度化に取り組む中小企業協同組合等が、経営革新計画に基づく設備投資のために必要な資金を金融機関から借り入れた場合の中小企業協同組合等に対する利子助成	令和6年度 ～令和15年度	千円 12,004				
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度	2,000 2,000 1,778 1,556 1,334 1,112 889 667 445 223				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">期 間</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">利子助成率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10年以内</td> <td style="text-align: center;">年1.0%以内</td> </tr> </table>	期 間	利子助成率	10年以内	年1.0%以内		
期 間	利子助成率					
10年以内	年1.0%以内					
37 企業立地促進費補助	令和6年度 ～令和9年度	1,897,850				
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	973,350 324,500 300,000 300,000				
38 「ONE PIECE」連携復興応援事業	令和6年度	5,000				
39 熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設 管理運営業務	令和6年度 ～令和7年度	159,125				
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度	79,155 79,970				
40 地域道路改築事業 (国道445号新神屋敷橋) 五 木 村	令和6年度 ～令和7年度	450,000				
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度	350,000 100,000				
41 道路施設保全改築事業 (玉名立花線菰田橋) 和 水 町	令和6年度 ～令和7年度	1,500,000				
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度	800,000 700,000				
42 街路事業費	令和6年度 ～令和7年度	2,100,000				
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度	1,200,000 900,000				

事 項	期 間	限 度 額
43 県民総合運動公園整備事業 熊 本 市	令和6年度	千円 235,899
44 警察関係業務	令和6年度	156,150
45 県立高等学校仮設校舎賃借	令和6年度 ～令和10年度	382,801
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	74,896 99,861 99,861 99,861 8,322
46 県立高等学校空調設備整備事業 熊 本 市	令和6年度	166,742
47 済々黌高校整備事業 熊 本 市	令和6年度	295,547
48 第一高校整備事業 熊 本 市	令和6年度	932,473
49 八代高校整備事業 八 代 市	令和6年度	52,500
50 荒尾支援学校整備事業 荒 尾 市	令和6年度	16,100
51 松橋支援学校屋外排水設備改修事業 宇 城 市	令和6年度	105,121
52 松橋西支援学校整備事業 宇 城 市	令和6年度	35,000
53 菊池支援学校整備事業 合 志 市	令和6年度	40,274
54 大津支援学校整備事業 大 津 町	令和6年度	34,714
55 県立図書館展覧会開催事業	令和6年度	5,297
56 大切畑ダム復興事務所施設賃借	令和6年度 ～令和7年度	9,000
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度	3,610 5,390

事 項	期 間	限 度 額			
57 中小企業等復旧・復興支援利子助成 復旧事業に取り組む中小企業者等が、中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金に係る自己負担分の費用を金融機関から借り入れた場合の中小企業者等に対する利子助成	令和6年度 ～令和25年度	千円 8,746			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年以内</td> <td>年2.0%以内</td> </tr> </tbody> </table> 年次別内訳 令和6年度 760 令和7年度 760 令和8年度 760 令和9年度 738 令和10年度 693 令和11年度 648 令和12年度 604 令和13年度 559 令和14年度 514 令和15年度 470 令和16年度 425 令和17年度 380 令和18年度 336 令和19年度 291 令和20年度 246 令和21年度 202 令和22年度 157 令和23年度 112 令和24年度 68 令和25年度 23	期 間	利子助成率	20年以内	年2.0%以内
期 間	利子助成率				
20年以内	年2.0%以内				
58 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務 他の地方公共団体と共同して発行する地方債証券について、連帯して償還及び利息の支払をなす債務	令和5年度 ～令和15年度	元金 1,170,000,000 千円及びその利息 に相当する金額			
59 県有施設等管理業務	令和6年度 ～令和7年度	2,930			
	年次別内訳 令和6年度 2,180 令和7年度 750				
60 情報処理関連業務	令和6年度 ～令和9年度	307,273			
	年次別内訳 令和6年度 268,397 令和7年度 35,232 令和8年度 1,928 令和9年度 1,716				
61 事務機器等賃借	令和6年度 ～令和11年度	2,141,690			
	年次別内訳 令和6年度 524,209 令和7年度 386,948 令和8年度 377,893 令和9年度 373,345 令和10年度 304,439 令和11年度 174,856				

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
職業能力開発校整備事業費	千円 970,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
土地改良国庫補助事業費	2,380,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
農地海岸保全国庫補助事業費	420,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	
農地防災国庫補助事業費	339,000	券発行(他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをすること ができる。
湛水防除国庫補助事業費	587,000	発行を含む。)	しを行った	
造林国庫補助事業費	33,000	(その他) 工事その他の都	後において は、当該見	
林道国庫補助事業費	583,000	合により、一部又 は全部を翌年度以	直し後の利 率)	
治山国庫補助事業費	2,931,000	降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		
保安林整備国庫補助事業費	198,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
沿岸漁場整備国庫補助事業費	162,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
漁港国庫補助事業費	463,000	な金額を加算した 額を限度額とする		
漁港海岸保全国庫補助事業費	45,000	ことができる。		
観光施設整備事業費	128,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	6,668,000			
道路維持国庫補助事業費	3,062,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
川国庫補助事業費	千円 1,993,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
防砂国庫補助事業費	2,981,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等
全国海岸保全国庫補助事業費	151,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	償還、満期一括償 還等
建設港湾国庫補助事業費	375,000	券発行(他の地方 公共団体との共同	利率の見直	ただし、県財政
土地区画整理事業費	444,000	発行を含む。) (その他)	しを行った 後において	の都合により、繰 上償還をなし、又
街路国庫補助事業費	1,154,000	工事その他の都 合により、一部又	は、当該見 直し後の利	上償還をなし、又 は借換えをすること ができる。
都市公園整備事業費	161,000	は全部を翌年度以 降に繰り下げて借	率)	
公営住宅建設事業費	441,000	り入れることが できる。		
空港直轄事業負担金	133,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
土地改良直轄事業負担金	776,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
農地海岸直轄事業負担金	503,000	な金額を加算した 額を限度額とする		
道路直轄事業負担金	5,673,000	ことができる。		
河川直轄事業負担金	5,403,000			
防砂直轄事業負担金	1,012,000			
港湾直轄事業負担金	714,000			
鉄道施設過年発生国庫補助事業費	552,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
川国庫補助事業費	千円 1,993,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
防砂国庫補助事業費	2,981,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等
全国海岸保全 国庫補助事業費	151,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	償還、満期一括償 還等
建設 国庫補助事業費	375,000	券発行(他の地方 公共団体との共同	利率の見直	ただし、県財政
土地区画整理 事業費	444,000	発行を含む。)	しを行った	の都合により、繰
街路 国庫補助事業費	1,154,000	(その他) 工事その他の都	後において	上償還をなし、又
都市公園整備 事業費	161,000	合により、一部又	は、当該見	は借換えをすること
住宅 建設事業費	441,000	は全部を翌年度以	直し後の利	とができる。
空港直轄事業 負担金	133,000	降に繰り下げて借	率)	
土地改良直轄事業 負担金	776,000	り入れることがで		
農地海岸直轄事業 負担金	503,000	きる。 発行価格が額面		
道路直轄事業 負担金	5,673,000	金額を下回るとき		
河川直轄事業 負担金	5,403,000	は、その発行差額		
防砂直轄事業 負担金	1,012,000	をうめるため必要		
港湾直轄事業 負担金	714,000	な金額を加算した		
鉄道施設 過年発生国庫 補助事業費	552,000	額を限度額とする		
		ことができる。		

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域公共交通 確保維持改善 事業費	千円 370,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをすること ができる。
防災施設 整備事業費	32,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		
くまもと県民交流館 整備事業費	8,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
総合相談所 整備費	3,000			
心身障害児福祉 施設整備事業費	132,000			
障がい者福祉施設 整備事業費	19,000			
老人福祉施設整備 事業費	169,000			
児童福祉施設 整備事業費	23,000			
清水が丘学園整備 事業費	327,000			
保健環境科学研究所 整備事業費	80,000			
保健所整備 事業費	4,000			
技術短期大学 校整備事業費	171,000			
農業公園整備 事業費	154,000			
農業大学校整備 事業費	164,000			
農業試験研究機関 整備事業費	456,000			
家畜保健衛生所 整備事業費	1,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
単 県 農 業 農 村 整 備 事 業 費	千円 47,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
単 県 林 道 整 備 事 業 費	2,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等
単 県 治 山 事 業 費	51,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	償還、満期一括償 還等
森 林 公 園 整 備 事 業 費	9,000	券発行(他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰
水 産 施 設 整 備 事 業 費	88,000	発行を含む。)	しを行った	上償還をなし、又
単 県 漁 港 整 備 事 業 費	77,000	(その他) 工事その他の都	後において は、当該見	は借換えをすること ができる。
水産研究センター 整 備 事 業 費	83,000	合により、一部又 は全部を翌年度以	直し後の利 率)	
伝 統 工 芸 館 整 備 事 業 費	37,000	降に繰り下げて借 り入れることがで		
産 業 展 示 場 整 備 事 業 費	20,000	きる。 発行価格が額面		
産 業 技 術 セ ン タ ー 整 備 事 業 費	8,000	金額を下回るとき は、その発行差額		
県 有 施 設 保 全 改 修 事 業 費	585,000	をうめるため必要 な金額を加算した		
建 設 技 術 セ ン タ ー 整 備 事 業 費	4,000	額を限度額とする ことができる。		
単 県 道 路 整 備 事 業 費	4,517,000			
単 県 河 川 整 備 事 業 費	8,634,000			
単 県 砂 防 整 備 事 業 費	1,353,000			
単 県 河 川 海 岸 整 備 事 業 費	191,000			
単 県 港 湾 整 備 事 業 費	199,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
天草空港整備費 事業費	千円 53,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
単県土地区画整理費 事業費	1,041,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
単県街路整備費 事業費	78,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをすること ができる。
単県公園整備費 事業費	34,000	券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	について、 利率の見直しを行 った後において	
警察施設整備費 事業費	1,451,000	(その他) 工事その他の都合 により、一部又は 全部を翌年度以降 に繰り下げて借り 入れることができる。	しを行った 後においては、当該 見直し後の利率)	
交通安全施設整備費 事業費	533,000			
私立学校施設整備費 事業費	3,000			
県立高等学校整備費 事業費	6,666,000			
文化財保存整備費 事業費	29,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
社会教育施設整備費 事業費	284,000			
県立美術館整備費 事業費	191,000			
県営体育施設整備費 事業費	123,000			
耕 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	418,000			
治 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	32,000			
漁 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	2,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共土木 現年発生単 災害復旧事業費	千円 273,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
公共土木 過年発生単 災害復旧事業費	102,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)		
教育施設 過年発生単 災害復旧事業費	6,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
臨時財政対策債	3,908,000			

令和5年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算

令和5年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,708,396千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		10
	1 一般会計繰入金	10
2 繰 越 金		4,060
	1 繰 越 金	4,060
3 諸 収 入		1,704,326
	1 貸付金元利収入	1,700,129
	2 雑 入	4,197
歳 入 合 計		1,708,396

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 商 工 費		9,993
	1 中小企業振興資金	9,993
2 公 債 費		1,657,038
	1 公 債 費	1,657,038
3 諸 支 出 金		41,365
	1 繰 出 金	41,365
歳 出 合 計		1,708,396

令和5年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和5年度熊本県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94,612千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰 越 金		13,306
	1 繰 越 金	13,306
2 諸 収 入		81,306
	1 貸付金元利収入	81,306
歳 入 合 計		94,612

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 民 生 費		89,847
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金	89,847
2 公 債 費		2,942
	1 公 債 費	2,942
3 諸 支 出 金		1,823
	1 繰 出 金	1,823
歳 出 合 計		94,612

第2表 債務負担行為 設 定		
事 項	期 間	限 度 額
母子父子寡婦福祉資金貸付 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づき実施する母子及び父子並びに寡婦に対する技能習得資金、生活資金、修学資金及び修業資金等の貸付け	令和6年度 ～令和11年度	千円 289,452
	年次別内訳	
	令和6年度	48,242
	令和7年度	48,242
	令和8年度	48,242
	令和9年度	48,242
	令和10年度 令和11年度	48,242 48,242

令和5年度熊本県収入証紙特別会計予算

令和5年度熊本県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,800,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 証 紙 収 入		2,600,000
	1 証 紙 収 入	2,600,000
2 繰 越 金		200,000
	1 繰 越 金	200,000
歳 入 合 計		2,800,000

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 諸 支 出 金		2,800,000
	1 繰 出 金	2,800,000
歳 出 合 計		2,800,000

令和5年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

令和5年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ341,603千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		20,473
	1 使 用 料	20,473
2 財 産 収 入		179,519
	1 財 産 運 用 収 入	252
	2 財 産 売 払 収 入	179,267
3 繰 入 金		78,118
	1 一 般 会 計 繰 入 金	63,780
	2 基 金 繰 入 金	14,338
4 繰 越 金		63,493
	1 繰 越 金	63,493
歳 入 合 計		341,603

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円
		341,603
	1 高 等 学 校 費	341,603
歳 出 合 計		341,603

令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計予算

令和5年度熊本県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,863,566千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		868,440
	1 使 用 料	868,440
2 財 産 収 入		80,000
	1 財 産 売 払 収 入	80,000
3 繰 入 金		882,232
	1 一 般 会 計 繰 入 金	882,232
4 諸 収 入		10,894
	1 雑 入	10,894
5 県 債		1,022,000
	1 県 債	1,022,000
歳 入 合 計		2,863,566

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 1,851,871
	1 港 湾 費	1,851,871
2 公 債 費		1,011,695
	1 公 債 費	1,011,695
歳 出 合 計		2,863,566

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
<p>港湾整備事業費</p>	<p>1,022,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。</p>

令和5年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算

令和5年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85,098千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		39,707
	1 財 産 運 用 収 入	39,707
2 繰 越 金		45,391
	1 繰 越 金	45,391
歳 入 合 計		85,098

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		85,098
	1 港 湾 費	85,098
歳 出 合 計		85,098

令和5年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算

令和5年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ400,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 県	債	400,000
	1 県 債	400,000
歳 入 合 計		400,000

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		400,000
	1 道路橋りょう費	400,000
歳 出 合 計		400,000

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
国直轄道路用地 先行取得事業費	400,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 15年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。

令和5年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

令和5年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ672,548千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		889
	1 財 産 運 用 収 入	889
2 繰 越 金		34,118
	1 繰 越 金	34,118
3 諸 収 入		637,541
	1 貸付金元利収入	637,541
歳 入 合 計		672,548

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 教 育 費		672,548
	1 育 英 資 金	672,548
歳 出 合 計		672,548

令和5年度熊本県林業改善資金特別会計予算

令和5年度熊本県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 813,016千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		646
	1 一般会計繰入金	646
2 繰 越 金		284,195
	1 繰 越 金	284,195
3 諸 収 入		528,175
	1 貸付金元利収入	361,925
	2 雑 入	166,250
歳 入 合 計		813,016

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 813,009
	1 林 業 改 善 資 金	813,009
2 諸 支 出 金		7
	1 繰 出 金	7
歳 出 合 計		813,016

令和5年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和5年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 155,837千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		771
	1 一般会計繰入金	771
2 繰 越 金		87,901
	1 繰 越 金	87,901
3 諸 収 入		67,165
	1 貸付金元利収入	67,165
歳 入 合 計		155,837

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 農 林 水 産 業 費		155,837
	1 沿岸漁業改善資金	155,837
歳 出 合 計		155,837

令和5年度熊本市町村振興資金貸付事業特別会計予算

令和5年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,557,136千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 諸 収 入		1,557,136
	1 貸付金元利収入	1,557,136
歳 入 合 計		1,557,136

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 総 務 費		1,466,136
	1 市町村振興資金	1,466,136
2 諸 支 出 金		91,000
	1 繰 出 金	91,000
歳 出 合 計		1,557,136

令和5年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

令和5年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,710,941千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		26,722
	1 財 産 運 用 収 入	26,722
2 繰 入 金		1,810,140
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,810,140
3 繰 越 金		234,079
	1 繰 越 金	234,079
4 県 債		640,000
	1 県 債	640,000
歳 入 合 計		2,710,941

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 商 工 費		2,692,190
	1 工 鉱 業 費	2,692,190
2 諸 支 出 金		18,751
	1 繰 出 金	18,751
歳 出 合 計		2,710,941

令和5年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算
令和5年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の予算は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,625,434千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に
よる。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすこ
とができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2
表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 チ ッ ソ 貸 付 費		107,319
	1 諸 収 入	107,319
2 水 俣 病 問 題 解 決 支 援 財 団 出 資 費		276,268
	1 繰 入 金	276,268
3 支 援 措 置 費		1,485,383
	1 国 庫 支 出 金	429,274
	2 繰 入 金	950,109
	3 県 債	106,000
4 一 時 金 支 払 関 係 費 支 援 費		756,464
	1 繰 入 金	756,464
歳 入 合 計		2,625,434

歳 出		
款	項	金 額
1 チ ッ ソ 貸 付 費		千円 536,593
	1 公 債 費	536,593
2 水 俣 病 問 題 解 決 支 援 財 団 出 資 費		276,268
	1 公 債 費	276,268
3 支 援 措 置 費		1,056,109
	1 環 境 費	106,000
	2 公 債 費	950,109
4 一 時 金 支 払 関 係 支 援 費		756,464
	1 公 債 費	756,464
歳 出 合 計		2,625,434

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
チ ッ ソ 特 別 貸 付 資 金	千円 106,000	(借入先) 財務省、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 20年以内 半年賦元利均等 償還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。

令和5年度熊本県公債管理特別会計予算

令和5年度熊本県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110,891,545千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		397,655
	1 財 産 運 用 収 入	397,655
2 繰 入 金		56,242,230
	1 一 般 会 計 繰 入 金	37,878,730
	2 基 金 繰 入 金	18,363,500
3 県 債		54,251,660
	1 県 債	54,251,660
歳 入 合 計		110,891,545

歳 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		千円
		110,891,545
	1 公 債 費	110,891,545
歳 出 合 計		110,891,545

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換 債	54,251,660	(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から 据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。

令和5年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度熊本県の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192,148,974千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 分担金及び負担金		55,422,399
	1 負担金	55,422,399
2 国庫支出金		58,371,628
	1 国庫負担金	37,791,717
	2 国庫補助金	20,579,911
3 財産収入		38,218
	1 財産運用収入	38,218
4 繰入金		12,710,278
	1 一般会計繰入金	11,903,198
	2 基金繰入金	807,080
5 繰越金		248
	1 繰越金	248
6 諸収入		65,606,203
	1 雑入	65,606,203

款	項	金額
		千円
歳入合計		192,148,974

歳出		
款	項	金額
		千円
1 民生費		191,972,335
	1 社会福祉費	191,972,335
2 衛生費		176,639
	1 公衆衛生費	176,639
歳出合計		192,148,974

令和5年度熊本県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度熊本県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 流域関連市町村数 11市町村
- (2) 年間総処理水量 30,114,562㎡
- (3) 1日平均処理水量 82,506㎡
- (4) 主要な建設改良事業
 - イ 熊本北部流域下水道建設事業 951,500千円
 - ロ 球磨川上流流域下水道建設事業 77,200千円
 - ハ 八代北部流域下水道建設事業 414,200千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入	
第1款 流域下水道事業収益		3,191,026千円
第1項 営業収益		1,559,615千円
第2項 営業外収益		1,631,411千円
支	出	
第1款 流域下水道事業費用		3,353,505千円
第1項 営業費用		3,276,894千円
第2項 営業外費用		76,611千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額487,043千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額29,180千円及び過年度分損益勘定留保資金457,863千円で補てんするものとする。)

収	入	
第1款 資本的収入		1,464,136千円
第1項 企業債		326,000千円
第2項 補助金		802,450千円
第3項 負担金		326,825千円
第4項 長期貸付金償還金		8,861千円
支	出	
第1款 資本的支出		1,951,179千円
第1項 建設改良費		1,458,069千円
第2項 企業債償還金		484,249千円
第3項 他会計借入金償還金		8,861千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
熊本北部流域下水道建設事業 (汚水ポンプ設備等) 熊 本 市	令和6年度 ～令和7年度	千円 3,874,000
	年次別内訳	
	令和6年度 令和7年度	1,697,000 2,177,000

球磨川上流流域下水道建設事業 (脱水機設備等) 錦 町	令和6年度 ～令和7年度	582,000
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度	141,000 441,000
八代北部流域下水道建設事業 (ポンプ場建設等) 八 代 市	令和6年度	1,071,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
熊本北部流域 下水道事業費	211,000	(借入先) 銀行、地方公共団 体金融機構、財務省、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券 発行 (その他) 工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができる。 発行価格が額面金 額を下回るときは、 その発行差額をうめ るため必要な金額を 加算した額を限度額 とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができ る。
球磨川上流流域 下水道事業費	16,000			
八代北部流域 下水道事業費	99,000			
計	326,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 流域下水道事業費用

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

58,281千円

第 5 0 号

令和5年度熊本県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度熊本県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 150,611,000kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	3,865,856千円
第1項 営業収益	3,842,639千円
第2項 営業外収益	23,217千円

支 出

第1款 事業費	2,537,105千円
第1項 営業費用	2,174,794千円
第2項 営業外費用	322,311千円
第3項 予備費	40,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,382,850千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額30,177千円、過年度分損益勘定留保資金1,087,780千円及び地域振興積立金264,893千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	302,554千円
第1項 他会計からの返還金	265,554千円
第2項 企業債	37,000千円

支 出

第1款 資本的支出	1,685,404千円
第1項 建設改良費	281,953千円
第2項 企業債償還金	587,897千円
第3項 他会計への繰出金	765,554千円
第4項 予備費	50,000千円

(積立金の目的外使用)

第5条 建設改良積立金のうち264,893千円を地域振興積立金に目的外使用する。

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
新規水力開発関係調査業務	令和6年度	千円 16,301

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
水力発電所等照明設備改修工事	37,000	(借入先) 銀行、地方公共団体金融機構、財務省、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行 (その他) 工事、財政その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還等 ただし、財政その他の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

480,229千円

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和5年度熊本県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度熊本県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水箇所数	40箇所
(2) 年間総給水量	9,465,639㎡
(3) 一日平均給水量	25,862㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		1,072,835千円
第1項 営業収益		730,038千円
第2項 営業外収益		342,797千円
	支	出
第1款 事業費		1,261,460千円
第1項 営業費用		1,217,272千円
第2項 営業外費用		34,188千円
第3項 予備費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,581千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,581千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		904,599千円
第1項 企業債		183,000千円
第2項 長期借入金		472,692千円
第3項 工事受託金		134,300千円
第4項 補助金		106,858千円
第5項 会計内返還金		7,749千円
	支	出
第1款 資本的支出		906,180千円
第1項 建設改良費		319,584千円
第2項 企業債償還金		270,855千円
第3項 長期借入金償還金		300,741千円
第4項 予備費		15,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業 設備更新等事業	183,000	(借入先) 銀行、地方公共団 体金融機構、財務省、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券 発行 (その他) 工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができ る。 発行価格が額面金 額を下回るときは、 その発行差額をうめ るため必要な金額を 加算した額を限度額 とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

64,180千円

(他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、117,064千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

第 5 2 号

令和5年度熊本県有料駐車場事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度熊本県有料駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収容台数 335台

(2) 年間総駐車台数 216,432台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益 116,030千円

第1項 営業収益 111,046千円

第2項 営業外収益 4,984千円

支 出

第1款 事業費 44,846千円

第1項 営業費用 36,846千円

第2項 営業外費用 7,000千円

第3項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額77,013千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,092千円、過年度分損益勘定留保資金23,921千円及び地域振興積立金50,000千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 7,000千円

第1項 企業債 7,000千円

支 出

第1款 資本的支出 84,013千円

第1項 建設改良費 34,013千円

第2項 他会計への繰出金 50,000千円

(積立金の目的外使用)

第5条 建設改良積立金のうち17,899千円を地域振興積立金に目的外使用する。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
管制装置改修 工 事 事 業	7,000	(借入先) 銀行、地方公共団 体金融機構、財務省、 会社、その他 (借入方法) 証券借入又は証券 発行 (その他) 工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができる。 発行価格が額面金 額を下回るときは、 その発行差額をうめ るため必要な金額を 加算した額を限度額 とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は10,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

9,480千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和5年度熊本県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度熊本県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	150床
(2) 年間患者数	
入 院	35,770人
外 来	26,730人
(3) 一日平均患者数	
入 院	98人
外 来	110人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病院事業収益			1,726,586千円
第1項 医業収益			752,060千円
第2項 医業外収益			974,526千円
	支	出	
第1款 病院事業費用			1,720,989千円
第1項 医業費用			1,692,324千円
第2項 医業外費用			28,165千円
第3項 予備費			500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額174,979千円は過年度分損益勘定留保資金174,979千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			226,197千円
第1項 一般会計負担金			226,197千円
	支	出	
第1款 資本的支出			401,176千円
第1項 建設改良費			38,348千円
第2項 企業債償還金			357,828千円
第3項 予備費			5,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	1,045,899千円
(2) 交際費	70千円

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

熊本県告示第344号の3

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第16条第1項の規定により小国町道の道路改良事業（工事に限る。）を熊本県知事において次のとおり開始するので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号）第8条第2項の規定により告示する。

令和5年（2023年）3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

路線名	工事の区間	工事の開始の日
鍋ヶ滝線 (仮称)	熊本県小国町大字黒淵2615-1から 同町大字黒淵4103まで	令和5年（2023年） 4月1日

熊本県告示第344号の4

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年（2023年）3月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	宮地岳本渡線	天草市楠浦町字猪喰 6111番1地先から 同所 6111番1地先まで	109.8	単道改

2 供用を開始する期日 令和5年（2023年）3月31日